

[第3号議案]

3. 定款の変更および一般規則の改訂

定款の変更案（変更箇所抜粋）

現行の定款	変更案	変更理由
<p>(法人の構成員)</p> <p>第5条 この法人に、次の会員を置く。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(2) 名誉会員 この法人の事業範囲において特別の功績があり、社員総会において推薦された個人</p> <p>(3) 学生会員 短大、高専、大学学部、大学院修士課程および博士課程、またはこれに準ずる学校の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体または個人（以下略）</p>	<p>(法人の構成員)</p> <p>第5条 この法人に、次の会員を置く。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(2) 名誉会員 この法人の事業範囲において特別の功績があり、社員総会において推薦された個人</p> <p>(3) 学生会員 短大、高専、大学学部、大学院修士課程および博士課程、またはこれに準ずる学校の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(4) ジュニア会員 小中学校、高校、専門学校、短大、高専（専攻科1年以下）、大学（学部3年以下）の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(5) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体または個人（以下略）</p>	<p>⇒新会員種別の追加</p>
<p>(経費の負担)</p> <p>第7条 会員は、この法人の運営に経常的に生じる費用に充てるため、入会の時および毎年、社員総会が別に定める入会金および会費を納入しなければならない。</p> <p>2. 学生会員および賛助会員は、入会金を納めることを要しない。</p> <p>3. 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。</p>	<p>(経費の負担)</p> <p>7条 会員は、この法人の運営に経常的に生じる費用に充てるため、入会の時および毎年、社員総会が別に定める入会金および会費を納入しなければならない。</p> <p>2. 学生会員および賛助会員は、入会金を納めることを要しない。</p> <p>3. 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。</p> <p>4. ジュニア会員は、入会金および会費を納めることを要しない。</p>	<p>⇒ジュニア会員は無料により</p>
<p>(役員の選任等)</p> <p>第24条 役員は、社員総会において、これを選任する。</p> <p>2. 会長、副会長および業務執行理事は、理事会において、理事のうちから選定する。</p> <p>3. 常務理事は、理事会において、業務執行理事のうちから6名以内を選定することができる。</p> <p>4. 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。</p> <p>5. 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。</p> <p>6. 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事または使用人である者、</p>	<p>(役員の選任等)</p> <p>第24条 役員は、社員総会において、これを選任する。</p> <p>2. 会長、副会長および業務執行理事は、理事会において、理事のうちから選定する。</p> <p>3. 常務理事は、理事会において、業務執行理事のうちから6名以内を選定することができる。</p> <p>4. 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。</p> <p>5. 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については、相互に親族その他特別の関係にある者であつてはならない。監事についても同様とする。</p>	<p>⇒細語の修正</p>

<p>その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。監事についても同様とする。</p> <p>7. 役員に異動があったときは2週間以内に登記しなければならない。</p>	<p>6. 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。監事についても同様とする。</p> <p>7. 役員に異動があったときは2週間以内に登記しなければならない。</p>	<p>⇒編纂の修正</p>
---	--	---------------

一般規則の改訂案（改訂箇所抜粋）

現行の定款	改訂案	改訂理由
<p>(入会)</p> <p>第2条 本会に入会を希望する者は、第3条から第6条に定める基準により、別に定める入会申込書を提出し、理事会承認後、速やかに入会金2,000円および当該年度分の会費を納入しなければならない。ただし、次の場合は入会金を免除することができる。</p> <p>(1) 学生会員として入会する者</p> <p>(2) 理事會が相互に入会金の免除協定を締結した次の他学会の正会員である者、電気学会、照明学会、電子情報通信学会、映像情報メディア学会</p> <p>(3) 特別な事情があると理事会が認めた者</p> <p>2. 名誉会員、および賛助会員は入会金を要しない。</p> <p>3. 学生会員が正会員となる場合は、入会申込書ならびに入会金を要しない。</p>	<p>(入会)</p> <p>第2条 本会に入会を希望する者は、第3条から第76条に定める基準により、別に定める入会申込書を提出し、理事会承認後、速やかに入会金2,000円および当該年度分の会費を納入しなければならない。ただし、次の場合は入会金を免除することができる。</p> <p>(1) 学生会員として入会する者</p> <p>(2) ジュニア会員として入会する者</p> <p>(3) 理事會が相互に入会金の免除協定を締結した次の他学会の正会員である者、電気学会、照明学会、電子情報通信学会、映像情報メディア学会</p> <p>(4) 特別な事情があると理事会が認めた者</p> <p>2. 名誉会員、および賛助会員は入会金を要しない。</p> <p>3. 学生会員が正会員となる場合は、入会申込書ならびに入会金を要しない。</p>	<p>⇒新会員種別の追加</p> <p>⇒2号追加による号数変更</p> <p>⇒2号追加による号数変更</p>
<p>(正会員)</p> <p>第3条 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人とする。協力協定締結学会正会員で本会に正会員として入会する者を含む。</p> <p>2. 学生会員であった者が、当該学校を卒業または修了したとき、これを正会員とする。ただし、大学院に在学する者は、学生会員の身分を継続できる。</p>	<p>(改訂なし)</p>	
<p>(名誉会員)</p> <p>第4条 名誉会員は、別に定める名誉会員候補者推薦基準により、理事会の承認を得て、社員総会で推薦された者とし、当該社員総会において会員記を贈呈する。</p>	<p>(改訂なし)</p>	

<p>(学生会員)</p> <p>第5条 学生会員は、大学院（修士課程および博士課程）、大学学部、短期大学、高等専門学校およびこれらに準ずる学校に在学する個人とする。</p>	<p>(改訂なし)</p>	<p>⇒新会員種別の追加、およびジュニア会員に限る会員資格の有効期間と本人への会員資格継続意思確認、確認連絡がない場合の任意退会の旨</p>
<p>なし</p>	<p>(ジュニア会員)</p> <p>第6条 ジュニア会員は、小中学校、高校、専門学校、短大、高専（専攻科1年以下）、大学（学部3年以下）の学校に在学する個人とする。会員資格の有効期間は、当該年度入会月から当該年度末までとする。会員資格の継続は本人への意思確認を行い、期日までに「継続」の意思表示連絡がないものについては、任意退会とする。</p>	<p>⇒第6条追加による条数変更</p>
<p>(賛助会員)</p> <p>第6条 賛助会員は、本会の目的事業を賛助する個人、または団体とする。なし</p>	<p>(賛助会員)</p> <p>第76条 賛助会員は、本会の目的事業を賛助する個人、または団体とする。＊以降、第6条追加により条数を変更（略）</p>	<p>⇒第6条追加による条数変更</p>
<p>(年会費の額と会誌の配布等)</p> <p>第7条 正会員の年会費と会誌の配布は次の通りとする。</p> <p>(1) 次項以外の正会員の年会費は9,600円とし、会誌を配布する。</p> <p>(2) 協力協定締結学会正会員の年会費は、当該協力協定による割引率を適用し、会誌を配布する。</p> <p>(3) 在会40年を経過した正会員が理事会に申請し、これを理事会が認めた場合には、年会費を減免することができる。この場合の年会費の減免と会誌の配布の扱いは別に定める。</p> <p>2. 名誉会員は年会費を要せず、会誌を配布する。</p> <p>3. 学生会員の年会費は4,800円とし、会誌を配布する。</p> <p>4. 賛助会員の年会費は1口50,000円とし、何口でも加入できる。なお、会誌の配布は最低1部とし、口数による配布部数は別に定める。</p> <p>5. 前各項の定めにかかわらず、特別な事情を有する会員が理事会に申請し、これを理事会が認めた場合には、年会費を減免することができる。</p> <p>6. 前各項のほか、会誌等の購読を希望する者のため、購読員を設ける。購読員の購読員費、配布基準は別に定める。</p>	<p>(年会費の額と会誌の配布等)</p> <p>第87条 正会員の年会費と会誌の配布は次の通りとする。</p> <p>(1) 次項以外の正会員の年会費は9,600円とし、会誌を配布する。</p> <p>(2) 協力協定締結学会正会員の年会費は、当該協力協定による割引率を適用し、会誌を配布する。</p> <p>(3) 在会40年を経過した正会員が理事会に申請し、これを理事会が認めた場合には、年会費を減免することができる。この場合の年会費の減免と会誌の配布の扱いは別に定める。</p> <p>2. 名誉会員は年会費を要せず、会誌を配布する。</p> <p>3. 学生会員の年会費は4,800円とし、会誌を配布する。</p> <p>4. ジュニア会員は年会費を要せず、会誌は配布しない。</p> <p>54. 賛助会員の年会費は1口50,000円とし、何口でも加入できる。なお、会誌の配布は最低1部とし、口数による配布部数は別に定める。</p> <p>65. 前各項の定めにかかわらず、特別な事情を有する会員が理事会に申請し、これを理事会が認めた場合には、年会費を減免することができる。</p> <p>76. 前各項のほか、会誌等の購読を希望する者のため、購読員を設ける。購読員の購読員費、配布基準は別に定める。</p>	<p>⇒第6条追加による条数変更</p> <p>⇒会誌はオンライン閲覧のみ</p> <p>⇒4項追加による項数変更</p> <p>⇒4項追加による項数変更</p> <p>⇒4項追加による項数変更</p>
<p>(附則)</p> <p>1. 本規則の改廃は、第2条から第7条までは理事会および社員総会の決議により、これ以外は理事会の決議により実施する。</p>	<p>附 則</p> <p>1. 本規則の改廃は、第2条から第87条までは理事会および社員総会の決議により、これ以外は理事会の決議により実施する。</p>	<p>⇒第6条追加による条数変更</p>